

# 日本 ALS 協会徳島県支部規約

## (名称)

第1条 本支部の名称は、日本 ALS 協会徳島県支部(以下、本会)とする。

## (会の中立)

第2条 本会は、筋萎縮側索硬化症（以下、ALS）と共に闘い歩む者が、下記の目的及び事業を行う為に設立した非営利団体であり、思想、信条はいっさい中立とする。

## (会員)

第3条 本会の会員は徳島県に在住または在勤している者とする。

本会の趣旨に賛同する者は所定の手続きを経て会員となる事が出来る。

本会の会員は、自動的に日本 ALS 協会の会員となる。

患者が会員の場合は、その資格を家族が代行する事が出来る。

## (事務局)

第4条 本会の事務を処理する為に事務局を置く。

本会の事務局は、支部長宅に置く。

(目的)

第5条 本会は、日本 ALS 協会本部との連携の下に全会員が力を合わせて ALS と闘い、ALS 患者・家族が人間としての尊厳をまっとう出来る社会の実現を目指すと共に、ALS の原因究明と治療法の早期確立をはかることに寄与する。

(事業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①・地域に根ざした保健・医療・福祉のネットワーク創り
- ②・未加入患者・家族への働きかけ及び会員の増大
- ③・医療・福祉等に関する講演会・相談会の開催
- ④・ALS に関する啓発活動
- ⑤・ALS 実態把握のための調査・研究の支援
- ⑥・患者・家族への援助のための関係機関への働き及び連携
- ⑦・機関紙の発行
- ⑧・親睦交流会の開催
- ⑨・其の他の事業

(会員の構成)

第7条 本会は、正会員、賛助会員、及び特別会員で構成する。

- ①・正会員 本会の目的に賛同して入会した個人

②・賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業に賛同する個人及び団体

③・特別会員 ALSの研究事業に携わる医師

(退会)

第8条 会員は、所定の退会届を日本 ALS 協会会長に提出して任意を退会することが出来る。本会の会員が、協会の会員資格を喪失したときは、本会の会員資格を喪失する者とする。

(役員構成)

第9条	①. 支部長	1名
	②. 副支部長	1名
	③. 運営委員	若干名
	④. 事務局長	1名
	⑤. 事務局員	1名
	⑥. 会計	1名
	⑦. 会計監査	1名
	⑧. 顧問	若干名

(役員選出)

第10条 役員は総会において選出する。

支部長は、ALS患者・家族・遺族から選出する。

副支部長は、ALS 患者・家族・遺族から選出する。

前 2 項により選出できない場合は、其の他の会員から選出できるものとする。

其の他の役員は、支部長・副支部長以外の会員から選出する。

(役員の仕事)

第 11 条 支部長は本会を代表する

副支部長は、支部長を補佐し必要によりその職務を代行する。

運営委員は、第 6 条に定める事業を行う為には本会の運営を担う。

事務局長は、本会の事務運営を行う。

事務局員は、事務局長を補佐する。

会計は、本会の経理を行う。

会計監査は、本会の経理を監査する。

顧問は、専門的見地から助言、意見を述べる事が出来る。

(役員の仕事)

第 12 条 役員の仕事は、2 年とする。ただし、再任を防げない。

(役員の仕事)

第 13 条 役員は、心身の故障等のため職務の遂行に耐えられないと認められる時は、役員会の議決によって役員を辞任することが出来る。

(運営委員会)

- 第 14 条
- ①. 運営委員会は、支部長・副支部長・運営委員・事務局長事務局長によって構成される。ただし、必要に応じて会計監査・顧問等が参加する事が出来るものとする。
  - ②. 運営委員会は、活動方針・内容等を策定し活動を行う。
  - ③. 運営委員会は、支部長が必要と認めた時又は、運営委員の3分の1以上からの請求があった時召集し、役員の過半数の出席を以て成立する。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面を以て意思表示をした者は出席者とみなす。
  - ④. 運営委員は、運営委員会に支部長の同意を得て代理人を立てる事が出来る。
  - ⑤. 運営委員会の議長は支部長がつとめ、支部長に故障があるときには副支部長がつとめる。
  - ⑥. 運営委員会の議事は、出席役員の過半数を以て決定し、可否同数の時は議長の決定による。
  - ⑦. 顧問は、運営委員会に出席して意見を述べる事が出来るが議決には加わらない。

(総会の定義及び招集)

第 15 条 総会は、本会の最高議決機関である。

総会は、定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は、年 1 回支部長が招集する。

臨時総会は、運営委員会が決議した時及び、会員の 3 分の 1

以上の要求があった時支部長が召集する。

(総会の審議事項)

第 16 条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- ①. 規約の変更及び決定に関すること。
- ②. 運営報告、会計(決算)報告に関すること。
- ③. 役員を選出に関すること。
- ④. 運営方針及び予算の決定に関すること。
- ⑤. その他、重要事項に関すること。

(総会の設立及び議決)

第 17 条 総会は、会員の過半数(委任状を含む)の出席で成立し、

議決は出席会員の過半数によって成立する。

(経費)

第 18 条 本会の運営に必要な経費は、日本 ALS 協会本部からの支部助成

金、直接本会へ寄せられる寄付金、その他により賄う。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。(但し 2,000 年度は本会の設立日より始まる)

(会費)

第 20 条 正会員は、規約に定める会費を納入しなければならない。  
会費は、年 1 回会期の初めに日本 ALS 協会本部へ納入し、  
本会独自には徴収しないものとする。(日本 ALS 協会年会費  
4,000 円)又、事情により会費の分納、及び、減免をうけること  
ができる。特別会員からは、会費を徴収しない。

(加盟)

第 21 条 本会は、運営委員会の議決を経て、必要と認める団体に  
加盟する事が出来る。

(規約の変更)

第 22 条 本会の規約は、本会の議決によらなければ変更する事が出来な  
い。

(補足)

第 23 条 この規約は、2010 年 5 月 30 日より、効力をもつものとする。

## 日本 ALS 協会徳島県支部役員名簿

支部長	長尾 義明	患者
副支部長	坂東 勝子	患者
運営委員	积子 昭文	患者
	岡本 富貴子	看護師
	撫養 知子	介護職
	岡田 弘子	遺族
	安永 ひろみ	一般
事務局長	松浦 智恵美	看護師
事務局員	長尾 美津子	患者家族
会計	湯浅 智恵子	看護師
会計監査	坂東 利彦	患者家族
顧問	須見 昌輝先生	須見医院 院長
	乾 俊夫先生	国立病院機構徳島病院医長
	西田 善彦先生	伊月病院 院長
	川井 尚臣先生	日和佐病院内科院長
	稲次 正敬先生	稲次整形外科 理事長